

関東大学将棋連盟規約

条項	変更前	変更後	変更理由
第6条(1)	前条の規定は、退盟及び休盟の際にもこれを適用する。但し、休盟は正当な理由があり、しかも一年以内に限り認められる。	前条の規定は、退盟及び休盟の際にもこれを適用する。但し、休盟は正当な理由があり、しかも一年以内に限り認められる。 但し、休盟する団体は休盟期間中連盟加盟費を納める必要がある。	休盟の際の連盟加盟費の取り扱いを明文化する為。

関東大学将棋連盟対局規定

条項	変更前	変更後	変更理由
(4)	イ. 同一局面を四回繰り返したる場合は千日手とする。千日手は指し直しをする(先後交代)。但し、王手の連続の千日手は、王手をかけている方が指し手を変えなければならない。 ロ. 千日手指し直し局も千日手となった場合、半勝半敗とする。但し、その場合でもトーナメントなどで勝敗を決定しなければ棋戦の進行に差しさわりのある時は、抽選により勝敗を決定する。	イ. 同一局面を四回繰り返したる場合は千日手とする。千日手は指し直しをする(先後交代)。但し、王手の連続の千日手は、王手をかけている方が指し手を変えなければならない。 ロ. 千日手指し直し局も千日手となった場合、半勝半敗とする。但し、その場合でもトーナメントなどで勝敗を決定しなければ棋戦の進行に差しさわりのある時は、抽選により勝敗を決定する。 ハ. 選抜トーナメントで千日手により両	選抜トーナメントにおける勝ち点と同じ場合の取り扱いを明文化する為。

		<p>チームの勝ち点が3.5勝となった場合大将が勝ったチームの勝利とする。大将の対局が双方0.5勝の場合副将が勝ったチームの勝利とする。副将も引き分けだった場合は三将が勝った方の勝利とする。以下、七将まで同様とする。</p>	
(5)	<p>持将棋は、理事長又は理事が盤上に存在する全ての駒及び持ち駒について大駒を五点、小駒を一点として数え、二十四点に満たないものを負けとする。双方とも二十四点以上持っている場合は、半勝半敗とする。但し、トーナメント戦などで勝敗を決定しなければ棋戦の進行に差しさわりのある場合、二十七点に満たない者を負けとする。点数が全く等しい場合は、後手の勝ちとする。</p>	<p>持将棋は、理事長又は理事が盤上に存在する全ての駒及び持ち駒について大駒を五点、小駒を一点として数え、二十四点に満たないものを負けとする。双方とも二十四点以上持っている場合は、半勝半敗とする。但し、トーナメント戦などで勝敗を決定しなければ棋戦の進行に差しさわりのある場合、二十七点に満たない者を負けとする。点数が全く等しい場合は、後手の勝ちとする。但し、対局を切れ負けで行う場合、持将棋では宣言法を採用するものとする。</p>	<p>大会運営をスムーズに行う為。</p>

(12)	<p>参加資格は各棋戦において特別な記載がある場合を除き、関東地区に存する（山梨県を含む）大学の在學生とする。以下の各号に掲げる者は参加資格を有しない。</p> <p>1 大学院生 2 予備校生 3 棋士、元棋士、指導棋士、奨励会員 4 十八歳に満たない者 5 休学生 6 大学に七年以上在籍している者</p> <p>但し、不可抗力による休学や留学等の正当と思われる事由により七年以上大学に在籍している者は、理事長による承認があれば当該年度の参加資格を付与されるが、その際に事由を証明する文書或いはそのコピーの提示を求められた場合はこれに応じなければならない。</p>	<p>参加資格は各棋戦において特別な記載がある場合を除き、関東地区に存する（山梨県を含む）大学の在學生とする。以下の各号に掲げる者は参加資格を有しない。</p> <p>1 大学院生 2 予備校生 3 棋士、元棋士、指導棋士、奨励会員 4 十八歳に満たない者</p> <p>但し、飛び級入学した大学生は参加資格を有する。</p> <p>5 休学生 6 大学に七年以上在籍している者</p> <p>但し、不可抗力による休学や留学等の正当と思われる事由により七年以上大学に在籍している者は、理事長による承認があれば当該年度の参加資格を付与されるが、その際に事由を証明する文書或いはそのコピーの提示を求められた場合はこれに応じなければならない。</p>	<p>今回全日が参加資格に関する規約（飛び級入学の大学生も出場できることを明文化）を改正したのでそれに追従させる為。</p>
------	--	--	--